

相 談 事 例

ID : 07-01-032

相談タイトル

マイホーム借上げ制度について

Q：ご相談内容

マイホーム借上げ制度というものがあると聞いたが、どのような制度なのか。また、貸し出すにあたって、修繕を所有者側が行わなくてはならないのか聞きたい。

A：回答

J T I（一般社団法人 移住・住みかえ支援機構）で実施している「マイホーム借上げ制度」のことですと、相談者の方がお持ちのマイホームをJ T Iが借上げ、建物を転貸し相談者の代わりに賃貸管理を行う制度となります。制度利用の基本的要件として、住宅をお持ちの50歳以上の方、住宅が耐震性等、所定の基準を満たしていることなどがあります。修繕の可否については、制度が利用できるかの条件として判断されるもので、一定の修繕を行わないと貸し出せないようであれば、所有者（相談者）の方が修繕を行い（費用負担）制度の利用を行っていただくものです。詳しい内容については直接J T Iにお問い合わせいただくことになります。